独立保証報告書

「サステナビリティレポート2018」に開示しているエネルギー使用量、廃棄物および温室効果ガスの排出量、 工場生産の水使用量ならびに社会性報告(休業災害度数率・業務上疾病度数率)について、 情報の信頼性を高めるため、KPMGあずさサステナビリティ株式会社による保証を受けています。



独立した第三者保証報告書

2018年5月17日

積水ハウス株式会社 代表取締役会長 代表取締役社長

阿部 俊則 殿 仲井 嘉浩 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社 大阪市中央区瓦町3丁目6番5号

取締役

当社は、積水ハウス株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成した「Sustainability Report 2018」(以下、「サステナビリティレポート」という。)に記載されている2017年2月1日から2018年1月31日までを対象とした以下の表にある環境・社会パフォーマンス指標(以下、「指標」という。)並びに重要な温室効果ガス情報の開示の 網羅性に対して限定的保証業務を実施した。

表・独立保証の対象となる指導とサステナビリティレポートにおける該当百

| 指標名 | III |
|---|--------|
| 「INPUT(投入資源量)」のうち、「エネルギー」とその種類別内訳並びに「工場生産」の「上水道」、「工業用水」、「地下水」 | 69, 70 |
| 「OUTPUT(排出量)」のうち、「CO:排出量」および「廃棄物」とその種類別内訳 | 69, 70 |
| 「2017 年度スコープ 1, 2, 3 CO: 排出量」のうち、「スコープ 1,2」、「居住」、「原材料」、「事業廃棄物」、「製品廃棄処理」、「輸送」及び「スコープ 1」、「スコープ 2」 | 69, 70 |
| 「休業災害度數率/業務上疾病度数率」 | 67 |

会社が定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。会社の Web サイトに記載。)に従って指標を算定し、表示する責任、また、サステナビリティ情報審査協会の「温室効果ガス報告審査・登録マーク付与基準」(以下、「マーク付与基準」という。)に記載されている重要な温室効果ガス情報を漏れなく開示する責任は会社にある。

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・ 保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」、ISAE3410 「温室効果ガス情報に対する保証業務」及びサステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実務指針に準 拠して限定的保証業務を実施した

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてサステナビリティレポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異な り、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続に は以下の手続が含まれる。 ・ サステナビリティレポートの作成・開示方針についての質問及び会社の定める基準の検討

- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- ◆集計データに対する分析的手続の実施
 ・会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並び に再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した国内 1 工場における現地往査
 マーク付与基準に記載されている重要な温室効果ガス情報が漏れなく開示されているかについて、質問及び内部資料等の閲覧による検討
- 指標の表示の妥当性に関する検討

上述の保証手続の結果、サステナビリティレポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定 める基準に従って算定され、表示されていない、または、重要な温室効果ガス情報が漏れなく開示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質管理

当社社、酸実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関 する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理 規程」を遵守した

当社は、国際品質管理基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

UL